

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です(生涯1回のみ)。
- 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますが、医療機関等において**待ち時間が発生することを防ぐため**、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願いしています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、**マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス**(スマートフォン、PC+ICカードリーダー)を用いる必要があります。
- その他、**セブン銀行のATM**でも申込が可能です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が所持している場合

・「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込(一括登録)を行う。

・「マイナポータルアプリ」をインストールして申込み

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポイントアプリ



対応機種一覧
はコチラ

マイナポータル・マイナポータルアプリ



カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

・セブン銀行のATMから申込み

・各市区町村において設置する住民向け端末等から申込み

・医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み

顔認証付きカードリーダーを設置している施設は下記のHPでご案内しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

・マイナポイント申込みの手続スポットから申込み(2022年6月30日～)

「マイナポイント手続スポット」は、マイナポイント事業HPから検索できます。

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/

セブン銀行ATM



住民向け端末



顔認証付きカードリーダー



スマートフォンの「マイナポータル」からの申込方法

健康保険証利用の申込みはスマートフォンで簡単に行えます

STEP0

必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール



QRコードが読み取れない場合は、App Store(iOS)、Google Play(Android OS)より「マイナポータル」で検索してください。

マイナポータルアプリ



STEP1

マイナポータルアプリを起動する

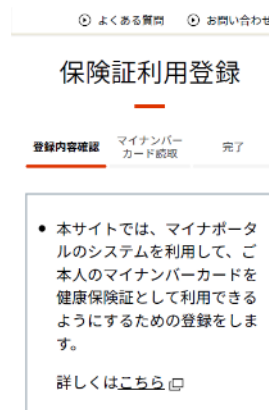
- マイナポータルアプリを起動
- 「申し込む」を押し、申込のページを開く



STEP2

利用規約等を確認して、同意する

- 「マイナポータル利用規約」をご確認いただき、「同意して次へ進む」を押し
- ※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。



マイナポータルの利用者登録を行うと、ご自身の情報や行政機関からのお知らせを確認など、様々なサービスの利用ができます。この機会にぜひあわせて、ご登録ください。

- ☒ マイナポータルの利用者登録を行う

STEP3

マイナンバーカードを読み取る

- 数字4桁の暗証番号を入力する
- マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始ボタンを押し

セブン銀行のATMでも
申込ができるようになりました！



セブン銀行ATMからの申込方法



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

➤ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!**

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

※ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら





マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

デジタル庁  総務省  厚生労働省

令和4年4月改訂



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

どないいいことがあるの?

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる!



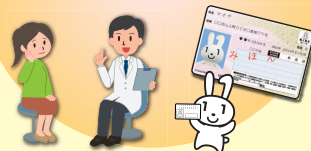
限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される!



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる!



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに!



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナポータル
マイナポータル総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

特定健診情報・薬剤情報 について

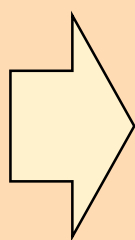
マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で同意をすれば、医師や薬剤師等があなたの**特定健診情報・薬剤情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関・薬局からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関・薬局へ提供されます。

どんないいことがあるの？

情報提供に**同意いただくことで**、例えば、

- ・ 自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、口頭ではなく、**データによって正確に医師等に伝えることができます**
- ・ 入院中の薬剤や院内処方 of 医療機関で投薬された薬剤も含め、**別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の網羅的な情報を医師等に伝えることができます**



閲覧した医師等により、

- ・ より多くの**正確な情報に基づいた総合的な診断**や
- ・ 重複する投薬を回避し**適切な処方**を受けることができ、**より良い医療を受けられます**

同意のもと医師等が閲覧できる情報

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

メタボ健診とも呼ばれているよ。



薬剤情報

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含みます。

マイナンバーカードの保険証利用について よくいただくご質問について

Q マイナンバーカードで受診をすると、どんな良いことがあるのですか。

A マイナンバーカードで受診すると、ご本人が同意をすれば、今までに使った薬の正確な情報や、過去の特定健診結果を、医師・薬剤師等と共有できることで、より多くの情報に基づいたより良い医療を受けることができます。

例えば、他の医療機関や診療科で処方された薬剤や過去の特定健診結果がわかることで、口頭では説明しきれない事項も含めた、正確な情報に基づいた総合的な診断を受けられることや、重複する投薬や避けるべき投薬を回避し適切な処方を受けられるなどのメリットがあります。

(参考：マイナンバーカードで受診することのメリット)

- ・ 自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、口頭ではなく正確なデータで、医師等に伝えることができる。
- ・ 別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の情報も含めて情報提供ができる。お薬手帳には記載されていない、入院中の薬剤や院内処方の医療機関で投薬された薬剤も含め、網羅的な情報が記載されている。
※ ただし、レセプト情報であるため、1～2か月程度のタイムラグがある。
- ・ 上記のとおり、同意することで、より多くの種類の情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避し適切な処方を受けることができ、より良い医療を受けることができる。

Q マイナンバーカードで受診すると、なぜ自己負担が増えるのですか。

A 我が国の医療保険制度の仕組みとして、より良い医療を受けることで、患者の方にもその分一定のご負担をいただいています。

より良い医療を受けられるというメリットを踏まえ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

Q 国はなぜマイナンバーカードの保険証利用を推進しているのですか。

A マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも、安全・確実な本人確認が可能となる「デジタル社会のパスポート」です。安全・確実な本人確認ができますので、同意をすることにより、保健医療情報の利活用が可能となります。

様々な情報を口頭で説明する手間が省けるとともに、より正確な情報を伝えることができることで、より良い医療を受けることができます。

また、より効率的に業務が行えるようになることで、診察や服薬指導などにより時間を使えるようになります。

今後、医療機関や薬局のデジタル化が進み、情報化の基盤ができることで、より多くの保健医療情報が利活用できるようになることが期待されています。

Q 全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。

A マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を進めるため、令和5年4月から導入を原則として義務付けることとしています。

Q マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。

A オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。

オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

Q マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか。

A 厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載しています

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)。また、当該医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示していただくようお願いしています。

Q 窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。

A ・保険者証類（健康保険被保険者証 / 国民健康保険被保険者証 / 高齢受給者証等）

・被保険者資格証明書

・限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証

・特定疾病療養受療証

等の持参が不要となります。

なお、限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。

Q 医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか。

A 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。

Q 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。

A 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q 従来の健康保険証は使えなくなりますか。

A 従来どおり健康保険証でも受診できます。

Q.うら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？

A.マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。

Q. IC チップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのですか？

A. IC チップ部分には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。健康保険証として使えるようになって、特定健診結果や薬剤情報が IC チップに記録されることはありません。

※ IC チップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、情報を利用するために暗証番号が必要です。不正に情報を読み出そうとすると、IC チップが壊れる仕組みになっています。

Q. マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

A. キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。ただし、失くさないように注意してください。

万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24 時間 365 日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

Q 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）の手続きは必要ですか。

A 従来通り、保険者への異動届等の手続きは必要です。